

## 扶桑町立学校における情報端末等の管理及び利用に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、扶桑町立学校（以下「学校」という。）における情報端末等（以下「端末等」という。）の利用及び管理に関する事項を定め、学校の教育課程にのっとった学習の質、効果の向上及び学習内容の定着に資することを目的とする。

### (端末等)

第2条 端末、附属品等は、町が指定したものとする。

### (管理責任者)

第3条 管理責任者は、学校長とする。

### (管理責任者の責務)

第4条 管理責任者は、端末等の管理及び利用全般を総括する。

- 2 管理責任者は、端末等を適正に管理しなければならない。
- 3 管理責任者は、端末等の適切な利用を図るための必要な措置を講じなければならない。
- 4 管理責任者は、端末等に障害・事故等が発生したときは、速やかに教育委員会に連絡しなければならない。

### (利用者)

第5条 利用者は、学校に在籍する児童生徒、職員等とする。

### (利用者の遵守事項)

第6条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 端末等は、児童生徒の学習、指導目的又は学校事務以外に利用してはならない。
  - (2) 端末等を亡失又は損傷したときは、その旨を直ちに管理責任者に連絡しなければならない。
  - (3) 利用の権利を他に譲渡又は転貸してはならない。
  - (4) 端末等を校外に持ち出す場合には、利用者は管理責任者の許可を得なければならない。
- 2 利用者が児童生徒であった場合において、前項第4号に規定する「管理責任者」は、「授業担当者又は担任」と読み替えるものとする。

### (端末等の貸出し)

第7条 管理責任者は、児童生徒の学習、指導目的又は学校事務に利用するため、端末等を貸出しするものとする。

- 2 端末等の貸出期間は、別表のとおりとする。
- 3 端末等の貸出しを受ける者（以下「借受者」という。）は、端末等を借り入れる際、扶桑町情報端末等借用届（様式第1）を管理責任者に提出しなければならない。
- 4 利用者が児童生徒の場合、借受者は利用者の保護者とする。
- 5 端末等の貸出しは、無料とする。

(端末等の返却)

第8条 借受者は、利用者に該当しなくなったとき、端末等の貸出期間が終了したときは、直ちに扶桑町情報端末等返却届(様式第2)を管理責任者に提出し、端末等を返却しなければならない。

(借受者の責務)

第9条 端末等を亡失したときは、同一の端末等又はこれに相当する代価をもって弁済しなければならない。

2 端末等を故意又は過失により損傷したときは、その修理費の全額または同一の端末等に相当する代価を負担しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、全部又は一部を免除することができる。

3 端末等の目的外利用により生じた損害は、借受者が負うものとする。

(利用の停止)

第10条 管理責任者は、第6条に掲げる遵守事項に違反した利用者に対し、改善するよう指導しなければならない。指導後も改善が図られない場合は、端末等の貸出しを停止する。

(事故報告等)

第11条 借受者は、次に掲げる事項等が発生した時は、管理責任者を通じて直ちに教育委員会に報告し、事故発生報告書(様式第3)を提出しなければならない。

(1) 端末等を亡失、損傷したとき又は盗難の被害にあったとき。

(2) パスワードが第三者に漏洩した可能性があるとき。

(3) 端末等が正常に動作しなくなったとき。

(4) データの改ざん・抹消、不正使用、無権限者のアクセス、ウイルスの侵入、その他それらのおそれのある事実を発見したとき。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第7条関係)

対象者	期間
小学校第2学年から第5学年及び中学校第2学年	4月1日から翌年3月31日
小中学校第1学年	始業式の日から翌年3月31日
小学校第6学年及び中学校第3学年	4月1日から卒業式の日
職員等	4月1日から翌年3月31日
年度途中における第5条の該当者	管理責任者が別に定める日
年度途中における第5条の非該当者	管理責任者が別に定める日